公立保育所の民営化に関する主な Q&A

NO. 1

Q. 民営化とはどういうものですか、また、なぜ民営化を行うのですか。

A. 民営化とは、公立保育所を公募により選定された民間法人に運営を移管し、民間法人により運営を行うことです。

近年、核家族化や共働き世帯の増加などを背景に、育児不安や待機児童が社会問題となる中、 子育て支援に関するニーズは多様化しています。一方、本市の財政状況は厳しく、限られた財源 の中で、保育サービスを充実するには、効果的・効率的な行政運営を行い、財源を確保する必要 があります。

90人定員の公立保育所の民営化の効果額は、年間約8,950万円(令和元年度決算より)となっており、財源確保の方策として、民営化を実施し、民営化により削減した経費をさまざまな子育て施策の充実につなげていくものです。

Q. 民営化になると、何が変わるのですか。

NO. 2

A. 保育士等が、市の職員から、民間法人が雇用した保育士等に替わります。 保育内容や職員の配置、施設に関することについては、公立保育所も私立保育所も国が定め た基準や保育指針に沿って保育を実施していますので、基本的には変わりはありません。

NO. 3

Q. 保育料が高くなるのではないですか。

A. 保育料につきましては、公立保育所も私立保育所とも市の基準により決定しますので、変わることはありません。新たなサービス実施に伴い保護者負担が生じる場合は、事前に保護者に 説明し理解を得る必要があることを条件としていますので、基本的に負担が増えることはあ りません。

NO. 4

Q. どのようにして運営法人を決定するのですか。

A. これまでの民営化では、大阪府内の保育所・認定こども園の運営実績のある社会福祉 法人を対象に公募を行い、保護者代表や学識経験者、税理士、民生委員・児童委員、地域 コミュニティ代表で構成する選考会議で選考し、その決定を尊重し、市が決定しています。

